

各 位

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 神谷 和秀
 (コード番号 8570 東証第一部)
 問合せ先 取締役経営管理本部長 山田 義隆
 電話番号 03 - 5281 - 3373

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2009年5月12日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行により、証券取引法(昭和23年法律第25号)は金融商品取引法に改組され、「証券仲介業」が「金融商品仲介業」に変更されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。(定款第2条)
- (2) 2004年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が、2009年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」をいいます。)から、これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、附則の新設等所要の変更を行うものであります。なお、決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、2009年1月5日を効力発生日として株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなしております。(定款第7条~9条、第11条)
- (3) 株券の再発行に関わる手数料が不要になったこと及び単元未満株式の買取、買増しに関わる手数料を無料にしたことから所要の変更を行うものであります。(定款第10条)
- (4) 上記の変更に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。(定款8条~40条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 [省略]	第1章 総 則 (商号) 第1条 [現行どおり]
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~13. [省略] 14. 資産運用および管理に係わる総合コンサルティング業、証券仲介業、銀行法に定める銀行代理業 15. ~29. [省略]	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~13. [現行どおり] 14. 資産運用および管理に係わる総合コンサルティング業、金融商品仲介業、銀行法に定める銀行代理業 15. ~29. [現行どおり]
第3条~第6条 [省略]	第3条~第6条 [現行どおり]

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>[削 除]</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>当社は、単元株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>[削 除]</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合、この限りではない。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合、この限りではない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 [現行どおり]</p> <p>[現行どおり]</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第 12 条 ~ 第 40 条 [省略]</p>	<p>第 11 条 ~ 第 39 条 [現行どおり](条数の変更のみ)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。本附則は2010年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2009年5月12日(予定)

定款変更の効力発生日 2009年5月12日(予定)

以上